

「史跡由義寺跡整備基本計画策定支援業務」
委託候補者選定基準

1 選定方法

- (1) 審査対象となった提案について、提案書内容及び経費見積価格を基にし、委員ごとに“提案点”並びに“価格点”を算出し、その合計点数を「評価点数」として算出し、委員の「評価点数」の合計点を『総合評価点』とする。
- (2) 「評価点数」は100点を満点として、内訳は“提案点95点”、“価格点5点”とする。
- (3) 審査はプレゼンテーションの内容も踏まえて総合的に評価を行い、「委託候補者」を選定する。但し、『総合評価点』が満点の6割に達しない場合は、「委託候補者」とせず、再募集する。
- (4) 『総合評価点』の同じ者が2者以上あるときは、“提案点”のうち「(C) 提案内容」が高い者を「委託候補者」として選定する。

2 評価基準

(1) 提案点

ア 点数配分：企画提案書及びプレゼンテーションの内容について採点を行うこととし、
点数配分は以下のとおりとする。

項目	評価の視点	配点	評価項目
(A) 業務実績等			
類似業務実績	・ 史跡等の整備基本計画やその他文化財の関連計画の作成業務実績や能力があるか。	5点	様式4
(B) 実施体制			
計画策定の遂行	・ 業務実施体制：本事業に十分な人員配置がされており、専門知識や実績を有している人員を配置しているか。	5点	様式5-1
	・ 業務の進め方：審議会の意見の反映や課題の共有方法など、業務を円滑に進めることができる根拠が示されているか。	5点	様式5-2
(C) 提案内容			
史跡由義寺跡の価値の理解	・ 八尾市の文化財保護行政や観光施策、まちづくりにおける、史跡由義寺跡の価値を十分理解しているか。	10点	様式6-1
史跡由義寺跡の整備に関する提案	・ 保存活用計画をふまえ、史跡整備についての明確な課題を認識し、実現可能な解決方法を提案できるか。 ・ 提案内容が、文化財保護法を理解したものであるか。	30点	様式6-2

古代寺院の整備方法の理解	・塔基壇の遺構復元の現実的な選択や ICT の活用など最先端の技術的な知見を有しているか。 ・史跡整備のシンボルとしての塔基壇の活用が図られる提案であるか。	20 点	様式 6-3
史跡由義寺跡の活用に関する提案	・史跡整備後の史跡由義寺跡の活用において、具体的かつ魅力ある事業であるか。	20 点	様式 6-4
合計		95 点	

イ 採点の目安

採点の目安は、以下のとおり 5 段階で配点し、絶対評価で採点を行う。

非常に優れている	優れている	標準である	劣っている	非常に劣っている
5	4	3	2	1

配点が 10 点の項目は「× 2」、20 点の項目は「× 4」、30 点の項目は「× 6」で採点する。

ウ 上記（ア）の項目のうち、1 項目でも提案がない項目があれば、すべての項目の評価を行わない。

（2）価格点

ア 算出方法

様式 7 により評価を行う。経費見積価格の価格点の評価は、5 点を限度とする。

募集要領に示す委託料上限額と同額の場合を 0 点とし、上限額から 5% 下がるまでを 1 点とし、以下 10% 下がるまでを 2 点、15% 下がるまでを 3 点、20% 下がるまでを 4 点とし、20% を超える減額については、すべて 5 点とする。

イ 留意点

委託料上限額を超える経費見積価格を提出した者は評価を行わない。

3 審査結果の通知

審査結果は、以下の期日までに電子メール及び郵送にて通知する。

- ・通知 令和 3 年 7 月下旬まで